

# 令和5年度 岐阜県サービス管理責任者等研修（更新研修）実施要項

## 1 研修の目的

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識と技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として実施します。

## 2 実施主体

岐阜県（社会福祉法人岐阜県福祉事業団 障害者地域支援・研修センターが岐阜県から委託を受け実施します。）

## 3 受講対象者

- 平成30年度までにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了した者であって、今後も引き続きサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事する予定の者。
- 今年度の募集対象者は、サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了した方とします。  
令和5年度は、平成29年度から平成30年度の修了者を優先受講者としていますが、優先受講者でない方もお申込みいただけます。



### 重要！

令和6年度以降も引き続きサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事される予定の方が、令和5年度末までの間に滞りなく本研修を受講することができるよう、各年度における優先受講者を以下のように設定させていただきます。

過去に修了された年度が早い方から順に受講していただくようご案内させていただきますので、原則として各対象年度においてお申込みいただきますようお願いいたします。

#### ■令和元年度申込対象修了者 ※終了

平成18年度、19年度、20年度、21年度、22年度、23年度、24年度、25年度、26年度  
→ 優先受講者

#### ■令和2年度申込対象修了者 ※終了

平成18年度、19年度、20年度、21年度、22年度、23年度、24年度、25年度、26年度  
→ 優先受講者

#### ■令和3年度申込対象修了者 ※終了

平成18年度、19年度、20年度、21年度、22年度、23年度、24年度、25年度、26年度  
→ 優先受講者

#### ■令和4年度申込対象修了者 ※終了

平成27年度、28年度、29年度、30年度  
→ 優先受講者

#### ■令和5年度申込対象修了者

平成27年度、28年度、29年度、30年度  
→ 優先受講者

更新研修修了後は、翌年度を初年度として5年毎に更新研修を修了する必要があります。

(例) 令和5年度修了者 6年度 7年度 8年度 9年度 10年度

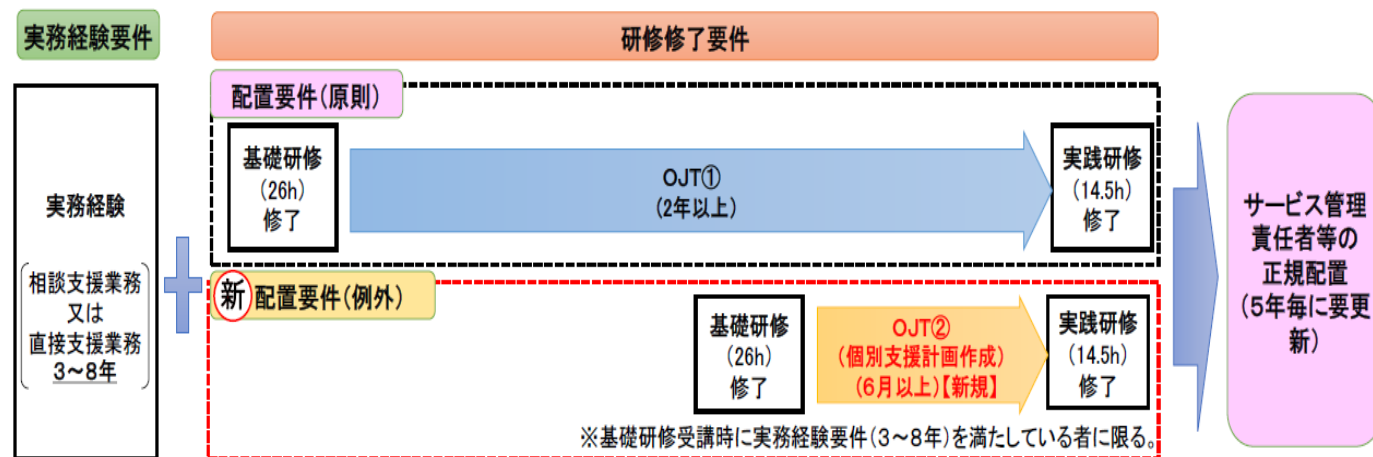
5年間の有効

※令和6年度から実施する更新研修は3日間の日程になります。

※5年間の有効期間の間に更新研修を受講しない場合は、資格失効となりますので、改めてサービス管理責任者等研修（実践研修）を受講することになります。

## 4 令和5年度7月1日からのサービス管理責任者等研修体系

国によるサービス管理責任者研修事業実施要綱の改正に伴い、令和5年度7月1日より、本図のと通りの研修体系となっております。



※詳細は別途ホームページに掲載している国 Q&A、告示等を確認してください。

### (1) 従事可能な分野及び有効期間について

- 平成30年度までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者等研修（共通講義）を修了し、かつサービス管理責任者等研修の「介護」、「地域生活（身体）」、「地域生活（知的・精神）」、「就労」及び「児童（児童発達支援管理責任者研修）」のうち、どれか一分野でも修了した方は、実務経験を満たしていれば、令和元年度以降はどの分野においても従事可能です。（サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件は異なりますので、サービス管理責任者として従事していた方が児童発達支援管理責任者として従事する場合（又は児童発達支援管理責任者として従事していた方がサービス管理責任者として従事する場合）は、注意してください）。
- 平成30年度までに研修要件及び実務経験を満たした方は、令和元年度から令和5年度までの間はサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事可能です。引き続きサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事される方は、令和5年度までに「サービス管理責任者等研修（経過措置による更新研修）」を受講する必要があります。
- 平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した方が、令和5年度までに更新研修を受講した場合、更新研修修了の翌年度を初年度として5年間は、サービス管理責任者等としての従事資格が更新されます。

### (2) 更新研修の受講要件について

- 令和5年度までの更新研修は、経過措置として実施するものであり、平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した方を対象とします。
  - 更新研修を受講するためには、本来であれば一定以上の実務経験（※）が必要となりますが、平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した方は、令和5年度末までは現にサービス管理責任者等に従事しているとみなされるため、1回目の更新研修の受講に当たっては実務経験を問いません（平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了していれば、受講要件を満たします）。
- ※更新研修受講に係る実務経験の要件（詳細は告示を確認してください。）
- ①更新研修受講前5年間に2年以上、サービス管理責任者等の実務経験がある
  - ②現にサービス管理責任者等として従事している

### (3) 今後の更新研修の実施予定について

- 令和6年度以降の更新研修は、経過措置が廃止される予定であるため、2日間の日程となります。

## 5 募集定員 おおむね 624人

- 受講希望者が募集定員を超過した場合は、優先受講者や、事業所推薦の優先順位等を勘案し、選考により受講の可否を決定させていただきます。
- 申込状況によっては受講をお断りすることもありますので、あらかじめご了承ください。

## 6 研修期間・研修会場

今年度は双方向型オンラインにて開催いたします。

※オンライン受講の方法については、受講決定時に詳細をご案内いたします。

### <開催日>

講義日程（配信スケジュールは受講決定時にお知らせします。）

令和5年12月4日（月）午前1回・午後1回  
12月5日（火）午前1回・午後1回

日 程	開 催 日 時	開催方法
①日程	令和5年12月 6日（水）	オンラインにて実施
②日程	令和5年12月12日（火）	
③日程	令和5年12月13日（水）	
④日程	令和5年12月18日（月）	
⑤日程	令和5年12月19日（火）	
⑥日程	令和5年12月20日（水）	
⑦日程	令和5年12月21日（木）	
⑧日程	令和5年12月22日（金）	
⑨日程	令和6年 1月 9日（火）	
⑩日程	令和6年 1月10日（水）	
⑪日程	令和6年 1月16日（火）	
⑫日程	令和6年 1月17日（水）	
⑬日程	令和6年 1月18日（木）	

※日程の希望はできませんので、全日程受講可能な方のみお申込ください。

## 7 研修内容

オンライン講義：障害福祉施策の最新の動向(60分)

	時 間	内 容
	8：30～9：30	オンライン受付
	9：30～10：00	ガイダンス
演習	10：10～11：45	事業所としての自己検証
	12：45～14：55	サービス管理責任者としての自己検証
	15：05～16：40	関係機関との連携
	16：50～17：05	ふりかえりテスト

※諸事情により変更になる場合がありますので、ご承知おきください。

## 8 受講申込

### ●提出方法

岐阜県ホームページ内にリンクが掲載されています、『令和5年度 岐阜県サービス管理責任者等研修（更新研修）申込フォーム』からお申込ください。

申込フォームから申込いただくと研修事務局から返信メールが届きます。必ず返信メールが届いたことを確認していただき、返信メールが届かない場合は、研修事務局までご連絡ください。

●提出書類

フォーム内に添付いただく書類 ※添付書類確認用チャートで必要書類をご確認ください。

A) 相談支援従事者初任者研修修了証書の写し

※相談支援従事者初任者研修の講義部分が修了したことがわかる修了証書が必要です。

B) サービス管理責任者研修修了証書 又は

C) 児童発達支援管理責任者研修（又は児童分野）修了証書の写し

※共通講義を修了したことがわかる修了証書が必要です。修了された年度によって修了証書に記載されている研修名が以下のとおり異なりますので、ご留意願います。

〔平成18年度～平成23年度〕

■サービス管理責任者：サービス管理責任者研修（分野名）

■児童発達支援管理責任者研修：サービス管理責任者研修（児童）

→共通講義の修了を区別していませんので、この期間に修了された場合は、全て共通講義修了者とみなします。修了年度の修了証書の写しを添付してください。

〔平成24年度～平成30年度〕

■サービス管理責任者

①共通講義及び分野別研修を受講した場合：サービス管理責任者研修〔共通講義及び〇〇分野〕

②分野別研修のみを受講した場合：サービス管理責任者研修〔〇〇分野〕

■児童発達支援管理責任者

①共通講義及び分野別研修を受講した場合：児童発達支援管理責任者研修

②分野別研修のみを受講した場合：児童発達支援管理責任者研修〔共通講義を除く〕

→共通講義の修了を区別していますので、この期間に修了された場合は、①の修了証書を添付してください。②のみの添付は不可です。

～該当する方のみ～

本研修では、サービス管理責任者として従事する方と児童発達支援管理責任者として従事する方を区別することなく受講していただきますが、全課程終了後に発行する修了証書には、過去に受講された分野に基づき、「サービス管理責任者研修」又は「児童発達支援管理責任者研修」のいずれかを修了したものとして表記します。

この表記に加えて「サービス管理責任者研修」又は「児童発達支援管理責任者研修」の表記を希望される方は、以下のいずれかの書類を追加で提出願います。

D) 児童発達支援管理責任者研修又は児童分野の修了証書

E) サービス管理責任者研修のサビ管分野の修了証書

F) 児童発達支援管理責任者の要件となる「実務経験証明書及び申告書」（別紙様式1）

G) サービス管理責任者の要件となる「実務経験証明書及び申告書」（別紙様式1）

■過去に受講された共通講義の修了証書の記載分野が『介護・地域生活（身体）・地域生活（知的・精神）・就労』で、「児童発達支援管理責任者」の修了証書の発行が必要かつ、児童発達支援管理責任者研修又は児童分野の修了者の方（※チャートDに該当する方）

→『児童発達支援管理責任者又は児童分野の修了証書』を提出してください。

■過去に受講された共通講義の修了証書の記載分野が『児童発達支援管理責任者又は児童分野』で、「サービス管理責任者」の修了証書の発行が必要かつ、サービス管理責任者研修のサビ管分野修了の方（※チャートEに該当する方）

→『介護・地域生活（身体）・地域生活（知的・精神）・就労分野いずれかの修了証書』を提出してください。



- 過去に受講された共通講義の修了証書の記載分野が『介護・地域生活（身体）・地域生活（知的・精神）・就労』で、「児童発達支援管理責任者」の修了証書の発行が必要かつ、児童発達支援管理責任者研修又は児童分野を受講されていない方（※チャートFに該当する方）  
→児童発達支援管理責任者の要件（別紙4参照）となる『実務経験証明書及び申告書』を提出してください。（資格に基づく実務経験の場合は資格証明書も添付する）
- 過去に受講された共通講義の修了証書の記載分野が『児童発達支援管理責任者又は児童分野』で、「サービス管理責任者」の修了証書の発行が必要かつ、サービス管理責任者研修のサビ管分野を受講されていない方（※チャートGに該当する方）  
→サービス管理責任者の要件（別紙3参照）となる『実務経験証明書及び申告書』を提出してください。（資格に基づく実務経験の場合は資格証明書も添付する）

## 「受講に当たっての配慮の申出書」別紙様式2 ※該当する方のみ

- ※1 受講を修了した方には修了証書を交付することとしているので、受講者の氏名、生年月日については特に誤りのないようお願いします。
- ※2 申込内容に不備があった場合は、受講不可といたします。
- ※3 別紙様式1の記入例がありますので、記入される際には参考にしてください。
- ※4 申込後、記載内容について問合せをすることがありますので、添付書類の保管、申込フォーム画面の印刷をお願いします。
- ※5 同一事業所で複数申込の場合は、おひとりずつお申込ください。

### ●申込締切

**\* 締切 令和5年11月6日（月）17：00【必着】**

※締切後の申込は一切受け付けません。

余裕を持ったお申込にご協力をお願いします。

### ご注意願います！

- ① 受講申込内容において虚偽が認められた場合には、受講申込を取消し、当該年度及び次年度以降の当該法人からの申込を受け付けません。
- ② 定員等の事情により、受講をお断りする場合がございますのでご了承ください。
- ③ 演習日程の希望はできませんので、全日程受講可能な方のみお申込ください。又、申込内容の変更はお受けできませんので、申込時に間違いがないか十分ご確認ください。
- ④ 研修修了後、事業所に配属される際には、別途、実務経験の内容について審査等が行われますので、あらかじめご了承ください。

## 9 受講の可否決定通知の送付

●発送時期 **11月中旬**（予定）

●通知先 申込書記載の事業所宛（個人での参加の方は個人宛）へ郵送にて通知します。

万が一、**11月20日（月）**ごろを過ぎても通知が届いていない場合は、

障害者地域支援・研修センター（TEL 0575-29-7732）までご確認ください。

## 10 研修負担金（振込）

研修会費用として、1人につき**4,000円**をご負担いただきます。受講決定通知と共に研修負担金と振込先等についてのご案内をします。

また、振込手数料、オンラインの視聴環境の準備、通信料等については、申込者側のご負担となります。

※受講決定された方は、必ず研修負担金をお振込ください。入金後のキャンセル・欠席など、いかなる場合においても返金はできませんので予めご了承下さい。

## 11 修了証書

全課程を修了した方には岐阜県知事名の修了証書を交付します。

ログイン遅れ・途中退室・欠席した場合は、原則、修了証書は交付されません。

また、受講態度の悪い方（私語、居眠り、受講中の喫煙、携帯電話の使用、移動中の車両内での受講等）も修了証書が交付されません。

## 12 事前課題（受講決定者）

事前課題の詳細については、受講決定時にご案内しますのでご確認ください。

※決められた期日までに事前課題を提出されない場合は受講できませんので、提出についてはご注意ください。

## 13 個人情報

当研修の申込書等に記載された個人情報は、参加の承認・研修負担金の徴収・お知らせ等に利用すると共に、修了証書作成等のために岐阜県へ提供します。

また、提出された個人情報は研修以外の目的で使用せず、個人情報保護法に則り適正に管理致します。

## 14 受講環境について

Zoom を使用しての双方向型オンライン研修のため、受講には安定したインターネット環境とパソコンが必要となります。また、研修中にワード、エクセル、PDF データの送受信を行います。タブレット・スマートフォンは、それらのデータ送信に非対応のため、必ずパソコンで受講してください。（ウェブカメラ、ヘッドフォン等が必要です。）オンライン研修の受講環境は、推薦する事業者が責任を持って確保してください。詳細については別紙にてご確認ください。

※個人受講の方で、インターネット環境とパソコンの準備が困難な方は、障害者地域支援・研修センターまでお問合せください。

## 15 受講に当たりサポートが必要となる方の申出について

障がい等の理由により、サポートが必要である場合は、別紙様式2「受講に当たっての配慮の申出書」をご記入ください。なお、詳細については直接確認を取らせていただく場合があること、また、ご希望に十分対応しきれない場合があることをあらかじめご了承ください。

## 16 問合せ先

宛先：障害者地域支援・研修センター

（ひまわりの丘地域生活支援センター内）

住所：〒501-3938 関市桐ヶ丘3-2

TEL：0575-29-7732

MAIL：hima-kenshu@gifu-fukushi.jp

\*お電話の際は、はじめに「研修についての問合せ」とお伝えください。

（問合わせ時間：平日 9：00～17：00）

